

第 1 章 主要政策	1
1. 平成 18 年度 経済産業省の重点施策	1
2. 経済成長戦略大綱	7
3. 新経済成長戦略（概要）	13

第1章 主要政策

1. 平成18年度 経済産業省の重点施策

平成18年度 経済産業政策の重点

<基本認識>

- 我が国経済は、民需を中心として緩やかに回復を続けている。
- 一方、中長期的には、以下の大きな構造変化に直面している。
 - ①人口減少、少子高齢化
 - ②グローバル化の進展による世界的規模での競争の激化
 - ③エネルギー環境制約の高まり
- したがって、今後の経済産業政策は、Ⅰに掲げる中期的な方向性に沿って展開し、平成18年度においては、Ⅱに掲げる重点施策を講ずる。

Ⅰ. 中期的な経済産業政策の方向性

1. 絶えざる価値創造と世界への発信

我が国の中長期的な発展のためには、技術やビジネスモデルの革新を通じて、新たな商品やサービスを生み出し、これらに化体された価値観やライフスタイルを国際社会に向かって提案していくことが不可欠。このため、「新産業創造戦略」を踏まえ、以下のような政策課題に取り組む。

- ①人材や技術への投資と知的財産の保護（価値創造基盤への投資）
- ②我が国の強みを活かした産業群の重点的な育成
- ③中小企業の活性化、地域経済の再生
- ④東アジア経済圏の構築等戦略的な通商政策の展開

2. 創造的事業活動を支える社会システムの再構築

自由闊達な事業活動やイノベーションのためには、その基盤である社会システムが柔軟かつ透明であり、安全・安心で高い信頼性を有するものであることが必要。こうした「高信頼性社会」の構築に向けて、以下のような政策課題に取り組む。

- ①柔軟で強靱なエネルギー需給構造の構築と環境問題への積極的対応
- ②企業制度改革、IT利活用、市場ルール整備等コーポレートシステムの改革
- ③安定的なマクロ経済運営と活力を生む税制・社会保障制度の確立等

Ⅱ. 平成 18 年度の重点施策

1. イノベーションを通じた競争力ある産業群の創出

- 「新産業創造戦略 2005」を踏まえ、我が国の有する強みを産業の競争力として活かしていくことが基本。
- 具体的には、以下の課題に重点的に取り組むことが必要。
 - ①高度な部材産業群・基盤技術を有する中小企業群とそれらに支えられている先端産業等との間の好循環のメカニズムの維持・強化
 - ②人材、技術、顧客とのネットワーク等のいわゆる知的資産の活用と適切な保護
 - ③企業や製品の信頼性の回復を通じた安全・安心の再構築

(1) 高度部材・基盤産業の重点施策パッケージの構築

①基盤技術を担う企業群の重点的支援

○川上企業・川下企業の連携強化と技術開発支援

- ・ 川上企業と川下企業間の効果的な情報共有を図り、基盤技術への研究開発や投資を促す。
- ・ 技術革新等に取り組む中小企業への研究開発支援を抜本的に強化する。

○経営基盤強化に対する支援、取引慣行の改善等

- ・ 産学連携による人材育成の強化、技能・ノウハウのデータベース化や事業承継ファンドの創設等を通じ、中小企業の経営基盤の強化や優れた技術・事業の継承を支援する。
- ・ 中小企業の技術を客観的に評価するための公設試等の活用、知的財産権保護の強化、取引慣行の改善等を図る。

②高度部材産業の強化

○「擦り合わせ力」の強化に繋がる研究開発の促進等

- ・ 高度部材産業側からのイノベーションの促進を目指し、ユーザー等との連携による研究開発の支援、地域集積の促進、効果的な擦り合わせを促すガイドラインの整備を行う。

(2) 人材、技術等の知的資産を重視した政策の展開

①人材、技術等の知的資産の蓄積・進化・活用の促進

○企業活動を支える「人材の育成」

- ・ ものづくり・サービス分野等の専門職大学院の設置促進等による高度人材育成プログラムの充実や産業界のニーズに応じた教育実施のための大学評価手法の開発等を行う。
- ・ 高専等を核とした人材育成システムの構築、若者の活用や少子化対策等を講じて魅力を高めた事例の紹介等により、中小企業における人材育成・確保を図る。
- ・ ジョブカフェ、キャリア教育等の一層の推進を図る。

○優秀な海外人材の活用

- ・ 海外からの研究者・留学生の受入のための在留資格要件の緩和 等の環境整備、外国人研修・技能実習制度の見直しを行う。

○「科学技術創造立国」の実現に向けた研究開発促進と生産性の向上

- ・ 技術戦略マップを活用し、政策目標の実現シナリオの産学官での共有を図ること等により、効果的な研究開発を促進する。
- ・ 生産性・競争力向上のため、政策税制により研究開発・IT投資等を重点的に推進するとともに、減価償却制度の見直

しを図る。

○知的財産の適切な保護強化

- ・ 独創的デザインの保護の強化、特許審査を迅速化するための体制強化等により、知的財産の適切な権利保護を図る。
- ・ 中国等の侵害発生源・地域に対し、知的財産保護強化に向けた要請や能力構築の支援等を行い、模倣品・海賊版対策を強化する。

②知的資産重視の「経営」の促進

○知的資産の評価・管理・活用・開示のための環境整備

- ・ 知的資産を重視した経営やステークホルダーによる評価が円滑に進むよう、知的資産経営報告の開示や内部管理を促す。
- ・ 知的資産の情報開示等に関するOECD等における国際的な議論をリードする。

○知的資産の防衛のための環境整備

- ・ 営業秘密管理指針の改訂等により、営業秘密の適正管理を促す。

(3) 新産業創造戦略の重点7分野の施策の強化

「新産業創造戦略2005」において具体化された戦略7分野（※）に関する施策の更なる具体化を図る。

（※）燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ、健康・福祉・機器・サービス、環境・エネルギー・機器・サービス、ビジネス支援サービス

(4) 創業、再編、事業再生等の経営資源の有効活用のための基盤整備

○事業再生の円滑化のための環境整備

- ・ 私的整理と法的整理の間隙を埋め、民間主体の自律的な事業再生を円滑化するための環境整備を行う。
- ・ 中小企業再生支援協議会を核とした再生支援人材の育成や信用保証協会・政府系金融機関の一層の活用を図る。

○創業・ベンチャーの裾野の拡大

- ・ ベンチャー支援のネットワークの強化を図るとともに、国民の起業意識の喚起等に取り組む。

○公正な組織再編に関する制度整備と対内直接投資の促進

- ・ 組織再編の円滑化に向け、会社法に対応した税制整備、信託法制の整備、開示ルール等M&Aルール整備や株式公開買付（TOB）規制の見直し等を行う。
- ・ 対内直接投資倍増を目指し、構造改革特区制度の有効活用、地域における外国企業招聘活動等の支援等に取り組む。

○事業会社の保有する多様な資産を活用した融資慣行の定着

- ・ 売掛債権、在庫等を活用した融資慣行を定着させるため、電子債権法制・市場の創設に向けた取組等を行う。

○流通システムにおける国際標準化への対応

- ・ 流通システムの国際標準化プロセスに、我が国のビジネスモデルや技術を反映させる。

(5) 競争力強化の基軸・基盤としての安全・安心な社会システム構築

○製品・企業の信頼性の向上と競争力強化

- ・ 産業保安・製品安全など安全・安心を支える仕組みを企業の内部統制のあり方を含め幅広く見直す。
- ・ 世界に先駆けた製品安全規格体系の構築や国際標準化、計量標準の加速的整備を進める。
- ・ アスベストによる健康被害の実態を踏まえ、関係省庁間で連携しつつ、アスベスト含有製品の早期代替化の推進等の措置を講ずる。

○利用者が安心して取引を行うことができる安全基盤の整備

- ・ インターネット取引において、消費者保護・クレジット取引の信頼性を確保するため、規制対象範囲の明確化等の措置を講ずる。
- ・ コンピュータウィルス等による被害の未然防止や事故対応体制の強化等、情報セキュリティ対策基盤の構築を推進する。
- ・ 個人信用情報の合理的かつ適切な利用環境の整備を行う。

2. 東アジア大などの対外経済政策の展開

- 東アジア地域の経済発展は著しく、我が国経済との相互依存関係は深化。東アジアにおける我が国企業の事業展開を円滑化し、東アジア地域の成長力を我が国経済の活力としていくためには、経済活動の更なる自由化と、各種制度調和や貿易投資環境整備が課題。
- 併せて、多角的な貿易自由化や通商ルールの整備を実現することが必要であり、WTOドーハラウンドの推進やWTOルールの積極的な活用に向けた支援が課題。

(1) 最適機能分業に向けた東アジア経済圏の構築

○戦略的な経済連携協定（EPA）の推進

- ・ モノ、サービス、人、資本等の移動をより自由化するため、大枠合意に至ったタイや、現在交渉中のインドネシア、韓国、ASEAN全体等との経済連携協定（EPA）交渉を推進し、早期の協定締結を目指す。

○東アジア大での各種経済制度の調和と貿易投資環境整備

- ・ 東アジア大での国境を超えた企業の再編や経営資源の最適配置を促すため、経済協力や外交的枠組みの戦略的活用を通じて、東アジアにおける経済諸制度の調和を目指す。
- ・ 知的財産、基準認証、人材育成等の技術協力に加え、経済協力ツールの連携や官民パートナーシップを通じたインフラ整備を推進する。

(2) WTOドーハラウンドの推進とWTOルールの的確な活用

○WTOドーハラウンド交渉の推進

- ・ 多角的な貿易自由化や通商ルールの整備等を実現するため、2006 年末合意を目指して、WTOドーハラウンドを積極的に推進する。

○アンチダンピング、相殺関税制度等の的確な活用

- ・ アンチダンピングルールや相殺関税制度を的確に活用し、公正貿易を推進する。
- ・ 我が国企業の海外市場における紛争・トラブルについて、WTOの紛争解決手続の活用を含め、積極的に解決に向けた支援を行う。

3. エネルギー環境政策の推進

- エネルギー資源の大宗を海外に依存する我が国にとって、その安定供給確保は最重要課題。中国・インドの急成長等による世界的なエネルギー需給逼迫の懸念や原油価格の高騰、累次の自由化に伴う競争の進展による市場環境の変化、地球温暖化問題等の環境制約等に対応し、長期的に安定的かつ効率的なエネルギー需給構造の構築を目指す。
- 「環境と経済の両立」の大原則の下、地球温暖化問題に引き続き積極的に取り組むことが必要。
- また、エネルギー環境面での対応を我が国産業の新たな競争力につなげていくため、持続可能な資源循環システムの構築など積極的な政策展開が必要。

(1) 柔軟で強靱なエネルギー需給構造の構築

～エネルギー総合戦略の策定と実行～

①柔軟なエネルギー需給構造の構築・環境への配慮

○省エネルギー・新エネルギーの一層の推進

- ・ 改正省エネ法の着実な施行や予算・税制の有効活用等により、技術開発、設備導入等に資する省エネ対策を強化する。
- ・ 支援措置の重点的実施、RPS法（電気事業者の新エネ利用法）の着実な運用等により、新エネルギーの導入を促進する。

○安全確保を大前提とした原子力の推進等

- ・ 原子力に関する安全の確保に万全を期すとともに安心の醸成に努める。
- ・ 電源立地地域との良好な関係構築、核燃料サイクルを引き続き着実に推進するとともに、原子力発電の投資環境整備等により、投資回収期間の長い原子力発電をリプレースを含めて基幹電源として推進する。

○運輸部門における燃料多様化の推進

- ・ 運輸部門の燃料として、バイオマス由来燃料、天然ガス等を起源とする合成液体燃料（GTL:Gas To Liquid 等）、水素等について、中長期的視点から利用環境の整備や技術開発・実証等に取り組む。

②資源燃料確保戦略の強化等による安定供給の確保

- ・ 石油・天然ガスについて、ロシア等戦略的地域における自主開発の推進と供給源の多様化、東シナ海等我が国における権益の保全、産油国との関係強化、メタンハイドレートの研究開発の促進等の総合的な資源戦略を展開する。
- ・ 上記の他、石油備蓄の更なる充実、環境調和的・効率的な利用促進、国内石油産業の経営基盤強化等を総合的に推進する。

③アジア大でのエネルギー環境政策の推進

- ・ アジア地域におけるエネルギー需要拡大等を踏まえ、アジア地域諸国における石油備蓄制度の導入・強化、クリーン・コール・テクノロジー、省エネルギー・環境対策等に向けた取組強化を進める。

(2) 温暖化対策

○京都議定書に基づく温室効果ガス削減の取組

- ・ 目標達成計画に基づき、国民運動の推進をはじめ、6%削減約束への取組を推進する。
- ・ 約束達成と地球規模での排出削減への貢献の観点から、政府による京都メカニズムクレジット取得制度等の構築を進める。

○中長期的な地球温暖化への取組

- ・ 産業競争力強化の観点を含め、長期的視点に立ち、革新的な省エネ技術、水素利用技術、CO₂回収・貯留技術等の

開発を推進する。

- ・ 米国や途上国等が参加する実効ある国際枠組みの構築へ向けて国際的議論をリードする。

(3) 世界に先駆けての持続可能な資源循環システムの構築

○戦略的資源政策の構築

- ・ 産業競争力上不可欠な資源の安定供給を確保するため、資源採取から利用・廃棄・リサイクルに至る実態の把握を行うとともに、資源外交の強化、探鉱開発の推進、備蓄制度の見直し、有用資源の回収・リサイクルによる供給ルートの構築等を図る。

○環境配慮情報を活用した競争力向上

- ・ 資源有効利用促進法等を活用し、環境配慮設計やライフサイクルの各段階での環境配慮情報の管理等を推進する。

○容器包装リサイクルシステムの高度化

- ・ 容器包装リサイクル制度について、システム全体の効率性や分別収集の質の向上、容器包装の更なる使用削減等に向けた見直しを行う。

4. 中小企業の活性化と地域経済の再生

- 我が国経済の活力の源泉である中小企業の積極的な事業展開を促すには、基盤技術を担う中小企業の支援、人材の育成・確保、資金供給の円滑化・多様化、財務基盤強化等が課題。
- 人口減少・少子高齢化や財政制約の強まりの中、我が国経済の構成要素である地域経済を活性化するには、それぞれの地域の創意の下に地域の資源が効率的に活用される環境の整備が課題。

(1) 中小企業の活性化

○基盤技術を担う企業群の重点的支援（再掲）

○中小企業における人材育成・確保（再掲）

○中小企業金融の円滑化

- ・ 信用補完制度の見直し
信用補完制度について、経営・再生支援の強化、利用者ニーズを踏まえた制度の多様化、金融機関との適切な責任共有等を図る。
- ・ 不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の一層の推進
証券化支援業務や売掛債権、在庫等を担保とした融資の取組強化など、政府系金融機関の無担保・無保証人融資の拡大を図る。
- ・ 中小企業の資金調達能力の向上
財務体質改善に向けた努力を促すため、中小企業の会計の質の向上に向けた支援や留保金課税の抜本的見直しを図る。

○中心市街地の活性化支援

- ・ コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法を改正し、都市機能全般の市街地への集約と中心市街地のにぎわい回復に向けた一体的取組に対し、集中的な支援を行う。

○中小企業組合制度の見直し

- ・ 中小企業組合制度を見直し、中小企業組合の運営の健全性・透明性を充実させるとともに、中小企業と地域住民が協力して進める地域におけるコミュニティ事業の母体として、中小企業組合の活用を図る。

(2) 地域経済の再生

○広域市町村の自律的経済発展を促す支援

- ・ 広域市町村が連携して、自律的な経済発展に向けた取組を行えるよう、広域市町村の連携による産業施設の集約化等や、統合的な域内の産業振興ビジョンの策定等への取組を支援する。

○産業クラスター計画の推進等

- ・ 各プロジェクトのビジョン・戦略を明確化するとともに、関連施策との連携を図り、産学官の連携による技術革新等を通じた地域再生を実現する。

○中心市街地の活性化支援（再掲）

○サービス産業の革新

- ・ 健康・集客交流をはじめ地域経済を支えるサービス産業、少子化対策に資する保育サービス産業等について、関係省庁とも連携し、人材育成や事業基盤の整備等の支援を行う。

2. 経済成長戦略大綱

(1) 基本的考え方

- 構造改革型の景気回復が実現し、経済の潮目に変化がみられる今こそ、活力ある経済社会を取り戻す好機。
- 経済成長戦略と歳入・歳入一体改革は、車の両輪として相互に好循環を生み、「強い経済と安心な社会」をもたらす。
- 「生産性向上」、「技術革新」、「アジア等海外のダイナミズム」の3つを梃子（てこ）に、人口が減少する中でも高めの経済成長を可能とする「日本型経済成長モデル」を実現する。
- 今後同様の困難に直面する諸外国にとって良き先例となり、国民に対しては、改革の先に明るい日本の未来があることを示す。
- 時間軸として、人口減少が本格化する2015年までの10年間を設定し、短期・中期・長期に分けた「工程表」を策定。
- 個々の施策に対応する定量的な目標などに基づき、毎年度ローリングして、点検・改定する。

(2) 経済成長の姿

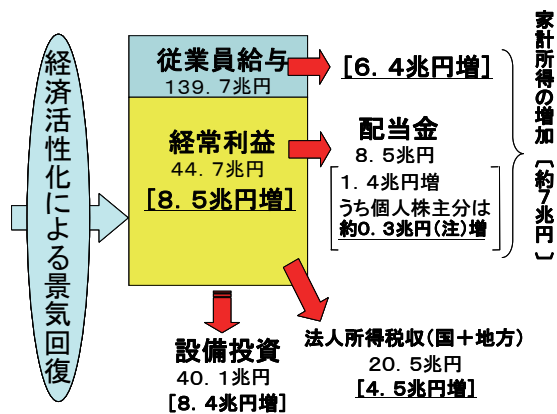
- 今後10年間で、年率2.2%以上の実質経済成長を視野に、本大綱の政策を実行する。
 - ・ 技術革新を通じた競争力強化、生産性向上等により0.2%程度以上
 - ・ IT革新を通じた経営力強化、コンテンツ市場拡大等により0.4%程度以上
 - ・ サービス産業の革新を通じた生産性向上、重点サービス市場拡大等により0.4%程度以上
 - ・ 若者・女性・高齢者の労働参加率上昇、人材の質の向上等により0.4%程度以上

（注1） いずれも本大綱の政策による直接的な潜在成長率引き上げ効果である。政策相互間には重複があること、間接的な成長率引き上げ効果があること等に留意する必要がある。

（注2） 「2.2%以上の実質経済成長」は、本大綱の政策効果が最大限発揮された場合に、視野に入ることが期待される中長期的な潜在成長力である。

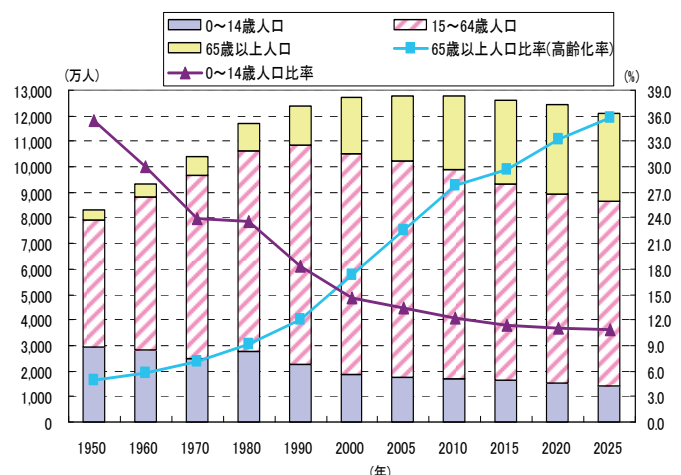
（注3） 経済産業省によると、GNI（国民総所得）ベースでは年率2.4%、同一人当たり2.5%（2015年度の一人当たり実質GNI 3割増）以上が視野に入ることが期待される。

図：企業を通じた景気回復の波及効果



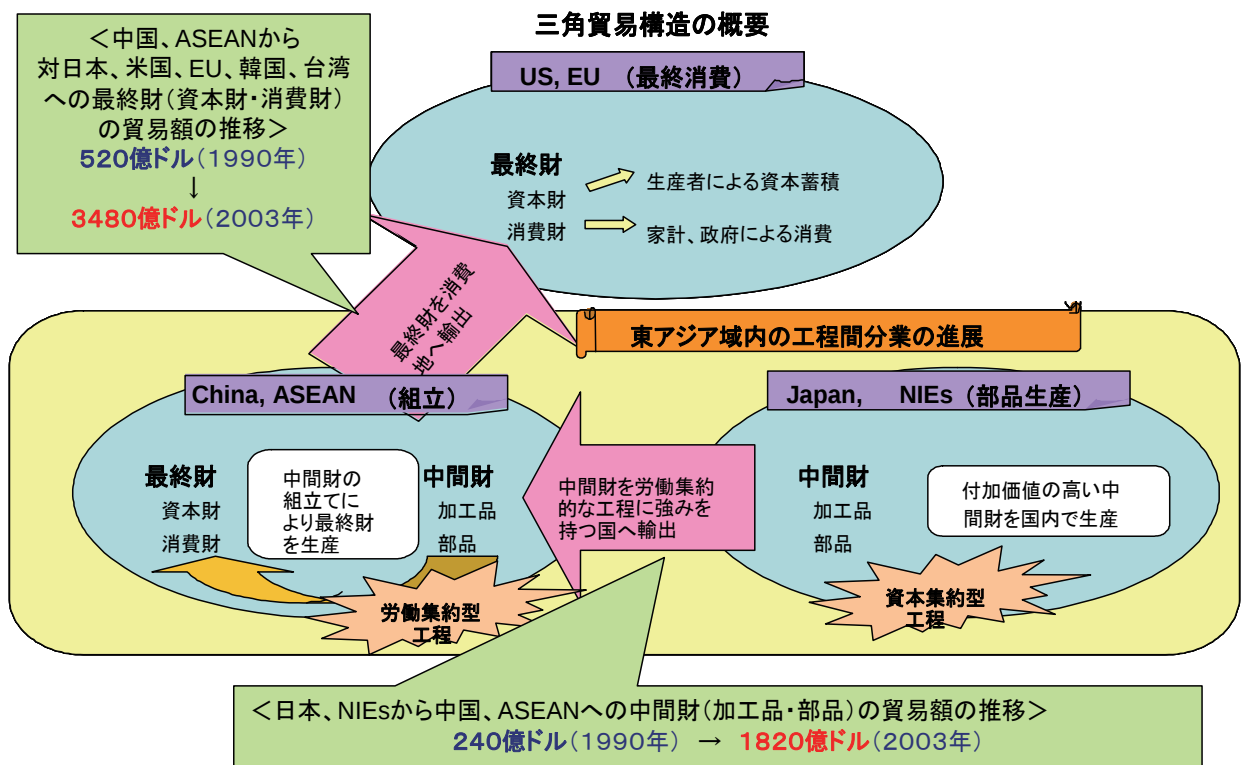
※16年度法人企業統計年報他(税収については18年度予算、地方財政計画)。[]内は15年度→16年度の増減(税収については15年度→18年度の3年間の増減)

図：我が国の高齢化と人口減少



出所)実績値については、総務省「我が国の推計人口」
将来予測については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」(中位推計)

図：東アジア域内の工程間分業の進展



＜各論の具体的施策＞

(1) 国際競争力の強化

我が国を世界最高のイノベーション・センターとするとともに、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長する。また、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図る。

- (ア) 科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みの強化(「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」の実現 等)
- (イ) 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出(新世代自動車向け電池、次世代環境航空機等)

- (ウ) 農林水産業、医薬品・医療機器産業の国際競争力強化
- (エ) 観光立国の実現（2010年の外国人旅行者受け入れ目標1000万）
- (オ) 投資環境づくりによる対日投資受け入れ（2010年に対GDP比倍増5%程度）
- (カ) アジア経済圏の構築に向けた経済連携、東アジアにおけるOECDのような国際的体制の構築
- (キ) ドーハ・ラウンドへの積極取組
- (ク) グローバル化に対応する制度の整備（租税条約ネットワークの充実、各国の移転価格税制の透明性向上）
- (ケ) 環境と経済の両立を実現（3R推進による資源生産性の向上、バイオマスエネルギーの導入加速化等）
- (コ) 資源・エネルギー政策の戦略的展開（世界最先端のエネルギー需給構造の実現、資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化） 等

(2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

IT革新による競争力強化、中小企業の経営力の向上を促進し、コンテンツ市場の拡大を図る。また、サービス産業の生産性を抜本的に向上させることにより、製造業と並ぶ「双発の成長エンジン」を創る。

- (ア) 産学官による「IT生産性向上運動」を立ち上げ、世界トップクラスの「IT経営」実現
- (イ) IT経営応援隊等を通じた中小企業の経営力の向上
- (ウ) 国際コンテンツカーニバルの開催、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化などにより、コンテンツ市場の拡大（10年間で約5兆円の市場の拡大）
- (エ) 「サービス産業生産性向上運動」の展開
- (オ) サービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）への政策の重点化（2015年までに70兆円の市場拡大）
- (カ) サービス統計の抜本的拡充 等

(3) 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

地域資源を活用した地域産業の発展、また、地域経済の大宗を占める中小企業を振興する。さらに、都市再生・中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進する。

- (ア) 経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域を単位とした地域活性化
- (イ) 「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、産地の技術、地域の農林水産品等の地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発等を推進。
- (ウ) 「中小ものづくり高度化法」を中核とした、モノ作り中小企業の技術力の底上げ
- (エ) 民間の資金・ノウハウを活用した都市再生、にぎわい溢れるまちづくりの推進 等

(4) 改革の断行による新たな需要の創出

イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や思い切った規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。

- (ア) イノベーションと需要の好循環を加速するため、新たな技術の市場化を妨げる規制の見直し、公的調達の改善等
- (イ) 民間の創意工夫を活用した公共サービスの改革（公共サービス改革法の着実な実施、PFIや指定管理者制度の運用改善等）
- (ウ) 規制改革の一層の推進と、地域の創意工夫を高める取組の強化のための特区制度の見直し
- (エ) 市民や民間が参画し、主役となる公的サービスの提供促進 等

(5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

生産性の抜本的な向上を実現するため、「ヒト」「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野に関して、IT革新も含め、世界で最も優れた制度インフラを構築する。

- (ア) 「人財立国」の実現（人材育成パスの複線化、産学連携による実践的教育・訓練の導入、「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討 等）
- (イ) 企業の国際競争力を重視したハード・ソフトの物流インフラの戦略的整備
- (ウ) 企業の投資や設備の新陳代謝を加速するための国際的に遜色ない制度見直し
- (エ) 在庫や売掛債権を担保として活用する融資促進のための電子債権の法的枠組みの具体化、日本型預託証券（JDR）の活用促進、金融工学に関する教育の充実
- (オ) 特許審査の迅速化（現在26ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に）
- (カ) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤作り 等

表：主要な数値目標や新規施策一覧

1. 国際競争力の強化	
科学技術によるイノベーション	・「イノベーション創出総合戦略」 ・「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」
新産業群の創出 (新世代自動車向け電池、次世代環境航空機など)	・06年度内にアクションプログラムの策定
農林水産業の国際競争力強化 (「21世紀新農政2006」)	・09年に農林水産物・食品の輸出額を倍増の6千億へ ・10年までに食料供給コストを2割削減 ・10年度までに一般企業等の農業参入法人数を3倍 ・10年度までに東アジアにおける我が国食品産業の活動規模を3～5割増 ・10年度に植物新品種の登録出願件数を5割増 ・15年までに効率的かつ安定的な農業経営を農地の7～8割へ
観光立国の実現	・10年までに年間1000万の外国人旅行者受け入れ(約2.3倍)なお、30年までに年間4000万人に達する可能性
医薬品・医療機器産業	・06年度内にアクションプログラムの策定
環境と経済の両立	・10年度までに資源生産性(GDP/天然資源投入量)を39万円/トンに向上(約1.2倍)
対日直接投資の倍増	・10年までに対GDP比倍増となる5%程度の対日直接投資受け入れ
東アジア経済統合の推進	・10年には我が国全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合を25%以上へ(約4.5倍) ・東アジア経済圏構築(「東アジアEPA」構想等) ・東アジアにおけるOECDのような国際的体制の構築
企業の合併審査	・06年度内に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を改定
多文化共生社会の構築	・06年内に外国人の問題(日本語教育、標識の外国語表記等)について、総合的な対応策をまとめる ・06年度内に全都道府県・政令指定都市において指針・計画等を策定
資源・エネルギー政策の戦略的展開	・30年までに少なくとも30%エネルギー消費効率改善 ・30年までに運輸エネルギーの石油依存度を80%程度へ ・30年までに石油の自主開発比率を40%程度へ ・30年前後も発電電力量に占める原子力発電比率を30～40%程度以上へ

2. 生産性の向上 (IT革新とサービス産業の革新)	
IT革新による生産性向上と市場創出	・5年以内に世界トップクラスのIT経営実現 ・IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱の明確化 ・今後10年でコンテンツ市場を約5兆円拡大(直近:約13.6兆円) ・「国際コンテンツカーニバル」の開催 ・「コンテンツ・ポータル」の構築 ・高度IT人材育成拠点の形成
サービス産業の革新	・06年度内に「サービス産業生産性協議会」設立 ・06年度内に「サービス研究マップ」を策定し、07年度に「サービス研究センター」設置 ・15年までにサービス6分野(健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流)の市場を約70兆円拡大(2005年時点:約294.5兆円) ・08年度にサービス産業全体を概括的に把握できる「サービス統計」を創設
3. 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	
地域・中小企業の活性化	・09年度までに都市と農山漁村の交流人口を3000万人に拡大 ・09年までに100のモデルとなる商店街の確立 ・10年度までに農山漁村の先進事例を250へ(約4倍) ・5年間で地域の資源活用・中小企業支援策により1000の新事業創出 ・5年間で500のプロジェクトから成果を得て、モノ作り中小企業の厚みを倍増 ・5年間で産業クラスター計画の対象分野及び対象地域において4万件の新事業創出
4. 改革の断行による新たな需要の創出	
官業の民間開放等	・06年度中にPFIの運用改善について検討を行い、とりまとめた方針をできるだけ速やかに公表 ・06年度中に指定管理者制度の選定過程の実態把握に努め、調査結果をできるだけ速やかに地方公共団体に周知
5. 生産性向上型の制度インフラ	
「人財立国」の実現(ヒト)	・07年度から全国的な学力調査の実施 ・10年までに世界トップレベルの研究拠点を30育成 ・10年までに国際学力調査世界トップレベルの達成 ・10年度までにフリーターをピーク時の8割まで減(ピーク時は平成15年の217万人) ・人材育成パスの複線化(専門職大学院等、社会人の学びなおしの機会の拡大等) ・工業高校などにおける、産業界との連携による実践的教育・訓練の導入 ・「アジア人財資金(仮称)構想」 ・世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み
物流インフラ政策(モノ)	・09年度内に成田空港は約1割、羽田空港は約4割能力増強と国際定期便の就航 ・10年度までにスーパー中核港湾の港湾コストを約3割低減、リードタイムを1日程度に短縮
金融の革新(カネ)	・日本型預託証券(JDR) ・金融工学等の高度金融人材の育成 ・企業担保制度の見直し ・証券決済期間の短縮
知的財産保護強化(ワザ)	・13年に審査順番待ち期間を現在の26ヶ月から11ヶ月に短縮し、世界最速の特許審査を実現 ・知的財産専門人材を約6万人から約12万人に倍増
戦略的な標準化(ワザ)	・10年までに計量標準を世界最高のレベルの質・量へ ・15年には欧米諸国と同等に国際標準化をリード

3. 新経済成長戦略（概要）

1. 「新経済成長戦略」が目指すもの

1960年代の終わりに、我が国は「世界第2位の経済大国」となり、以来約40年間、この言葉は日本経済の代名詞であった。しかしながら、おおむね10年後にはGDPの規模で中国に追いつかれ、さらにはインドにも追い抜かれ、「世界第2位」の地位はいずれ他国に譲ることとなる。

今後の我が国は、経済の規模だけではなく、国際競争力のある経済、一人当たり所得水準の高い経済、リスクや不確実性に強い経済、すなわち、世界に存在感のある「強い日本経済」、新しい価値を次々と発信し、世界へ提供し続ける「魅力ある日本」を目指すべきである。

(1) 人口減少下での「新しい成長」

我が国は、戦後、生産年齢人口が従属人口を大幅に上回るいわゆる「人口ボーナス」を享受し、1970年代初頭までの日本経済は、こうした人口条件や農村部から都市部への人口移動等を背景に高度成長を遂げた。

しかし、少子化・高齢化に伴い生産年齢人口の伸びはその後鈍化し、1995年をピークに減少、労働力人口で見ても1998年以降減少に転じている。また、今後10年間は戦後の経済成長を支えた「団塊の世代」が大量に引退する時期に当たり、日本の20歳から34歳の「若手」人口は、2020年までに約31%減少すると見込まれている。供給サイドで経済成長の制約要因を抱えることになる。

また、少子化対策について最大限の努力を継続していくことが重要ではあるが、少子化は人々の価値観や社会的規範とも関わっており、必ず出生率が回復するという政策手段が、現時点においては見当たらないのが現実である。仮に、今すぐ少子化傾向が反転したとしても、向こう20～30年間は経済への大きなプラス効果は期待できず、少子化・高齢化・人口減少がもたらす影響は、少なくとも今後数十年間にわたる前提条件として捉える必要がある。

こうした労働力人口の減少への一つの対応は、これまで十分に活かされてこなかった潜在的労働力の顕在化である。平均寿命の伸びもあって、現在の60歳台は大きな余力を持っている。また、幾分改善したもの、女性の年齢階級別の労働力率を見ると依然としていわゆる「M字カーブ」の形状を残しており、働きたくても働けない女性が多く存在することが示されている。さらに、長期化した新卒採用抑制でその能力を十分発揮できる職を得ていない若者も少なくない。

一人ひとりの能力を高め、生産性の向上を実現することが最大のカギである。また、創造性豊かな多様な人材を育成することが重要である。教育機関、産業界、地域が連携、協力して人材育成に取り組むことが重要である。

産業全般にITの高度活用、省人化や最新設備への投資を促進する。国際的に高いレベルにある製造業の生産性をより一層高めるとともに、全般的に低いとされているサービス産業の革新を推進し、相互に補完しながら、生産性を高める。GDPの7割を占めるサービス産業が「もう一つの成長エンジン」となれるよう、産学官の連携体制を立ち上げ、明確な目標を掲げつつ、生産性向上運動を広く展開する。成長のエンジンをこれまでの製造業単発から製造業とサービス産業の「双発エンジン」へと切り替え、製造業からサービス産業へと軸足を移したアメリカとは異なる道を目指す。

アジア諸国との分業体制の中で、我が国産業の高付加価値化を進め、生産性の低い分野から高い分野へと産業構造を転換することを通じてマクロの生産性向上を図る。また、地域の活性化、官業の縮小、民業の拡大などを推進し、我が国全体の生産性を押し上げる必要がある。

研究開発を加速化することが重要である。外部リソースの積極的活用、我が国が強みを持っている産学官による「協働」の拡大、チームワークによる異なる知識やアイデアの融合などにより、技術革新等を起こす力を高めることが重要である。研究開発促進税制により民間の活動を支援するとともに、知的財産制度・基準認証等研究開発のインフラを整備することが必要である。また、創造的イノベーションの担い手として期待される「ベンチャー」のビジネス環境の一層の改善などが必要である。

これらの政策を戦略的に推進し、主要先進国で戦後初めて継続的な人口減少に直面するという逆風の下でも、我が国は「新しい成長」が可能であることを内外に示すことが重要である。

(2) イノベーションと需要の好循環

人口減少社会の中、需要サイドでも消費の減少の懸念があるとともに、内容の変化も予想される。しかし、バブル崩壊後の1990年代以降においても、携帯電話、コンビニ、インターネットショッピング、ハイブリッド車などに見られるように、新たなイノベーションが需要を生み、需要が新たなイノベーションを生む「イノベーションと需要の好循環メカニズム」が機能してきた。今後とも、このような好循環が継続的に起こっていくことが重要である。

世界のイノベーションセンターとして、我が国から国際競争力のある新商品・新技術を発信し、提供し続けることにより、世界レベルの好循環を目指す。特に「21世紀の成長センター」となったアジアと協働することでアジア規模での好循環を実現することが重要である。アジアにとっても、日本のイノベーションの成果が広く、迅速に波及することとなり、技術・生産力の向上や新市場の開拓が期待できる。

国内では、生産性向上やビジネスモデルの革新が遅れた地域経済においてこのメカニズムを働かせることが重要である。地域は今後我が国が直面する本格的な高齢化等が既に顕在化しており、健康、介護等地域のニーズに対応したイノベーションが期待できる。官業の民間開放や規制緩和などにより新たな需要の創出を後押ししつつ、地域のイノベーション力を高め、地域産業の変革を促していくことが必要である。それは、地域で幅広い層向けに良質な就業機会を作り出すことにつながる。

こうした取組の中で、特に、

①我が国で次々と生まれるイノベーションが、アジア諸国の成長を牽引し、アジア域内での分業を高度化させ、そこから生まれる需要の拡大や所得の大幅な上昇が次なるイノベーションを誘発するという「日本の成長とアジアの成長の好循環」

②大都市だけでなく地域からも発信されるイノベーションが、価値観の異なる多様な国内需要を新たに呼び起こし、それが、良質な就業機会を創り、地域の活力も高めるという「地域におけるイノベーションと需要の好循環」という「2つの好循環」の創出に重点を置くべきである。これらが創り出す需要の拡大が人口減少下の日本経済の成長に貢献する。

(3) 改革の先に見える明るい未来

バブル崩壊、産業の空洞化、デフレスパイラルなどの難題に直面した、いわゆる「失われた10年」は、日本経済にとって貴重な経験でもあった。厳しい事業再編や構造改革を経て、日本経済は安定的な成長軌道に乗ろうとしている。これからの10年は「残された10年」(※)である。今こそ、改革の先に見えるものは何か、それは明るい未来であることを示す必要がある。

※ この間に、人口減少社会でも新しい成長を実現するため、「新経済成長戦略」等経済の活性化に向けた取組を進めるとともに、より広い視野に立って、豊かで安心して暮らせる国民社会や信頼ある行財政にも目を向けた経済社会システム全体の構造変革を「車の両輪」として進めることが必要である。

それは「世界のイノベーションセンター」として、高い国際競争力を維持し、世界経済をリードする日本である。特に、アジアとの協働を深化してアジアの発展に貢献し、共に成長する日本である。

各地域の独自の魅力を活かした多様な産業が生まれ、日本を支える産業が育ち、その地域に住まう人々が生きがいを持って働き、豊かに生活していく地域である。環境との共生、安心できる社会、個性の活かせる環境、日本文化の海外発信など、地域が「新しい価値」の創造拠点となる日本である。

「人は国の財（タカラ）」といわれるが、人材を「人財」と捉え、人々が様々な価値を生み出す創造的な仕事につき、生きがいを感じながら、自己実現を図っていく「人財立国」の日本である。

国富の拡大が持続する日本である。様々な改革が引き続き実行され、以下のような諸施策が講じられることを前提として、今後10年間で年率2.2%程度の実質成長（GDP）が可能であると試算した。一人当たり実質国民総所得（GNI）では、年率2.5%程度の増加が実現できる。その場合、2004年度と比較して2015年度の一人当たり所得は約3割増加する。国民が豊かさに自信を持つことの出来る日本である。

高齢化の進む中で社会保障制度を持続可能なものとするためにも、歳入・歳出一体改革による財政再建を実現可能なものとするためにも、経済の活性化が重要である。

先進国として戦後初めて経験する継続的な「人口減少」と世界最高水準のスピードで進む少子高齢化に伴う成長制約を克服して持続的な経済成長を実現することができれば、今後同じ課題に直面するであろう諸外国のモデルとなりうる。これが「新しい成長」である。

「新しい成長」を実現して、世界の国々から魅力ある国として尊敬され、何よりも日本人自身が自信を持てる国、誇れる国となることを目指すべきである。文化、政治、外交なども含めた総合的な国力を背景に「魅力ある日本」を実現すべきことはもとよりであるが、これまで「世界第2位の経済大国」であった経済力が自信と誇りの中核となっていたことを踏まえれば、「強い日本経済」を再構築することが優先課題である。

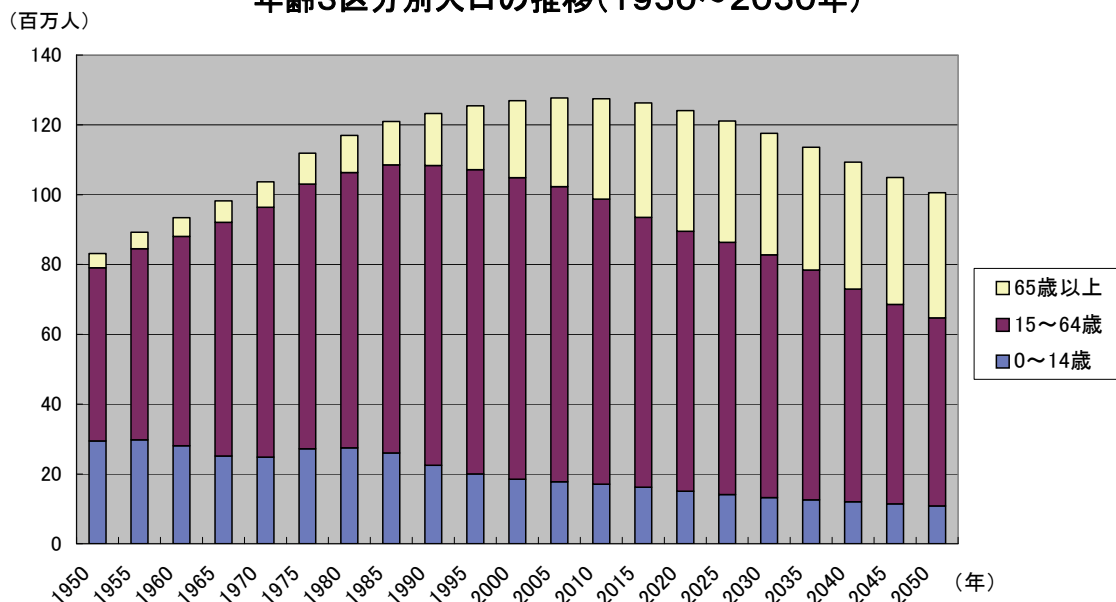
新経済成長戦略はそのような考え方にに基づき、我が国の進むべき方向とそれを実現するための経済産業政策をとりまとめたものである。

図：先進諸国の 65 歳以上人口割合別の到達年次

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン
65歳以上人口割合が7%から14%に達するまでに要した年数	1970年 ↓ 24年間 ↓ 1994年	1942年 ↓ — ↓ —	1929年 ↓ 47年間 ↓ 1976年	1864年 ↓ 115年間 ↓ 1979年	1932年 ↓ 40年間 ↓ 1972年	1927年 ↓ 61年間 ↓ 1988年	1887年 ↓ 85年間 ↓ 1972年
現在の65歳以上人口割合(年)	19.1% (2003)	12.7% (2000)	15.6% (1999)	16.1% (2001)	16.9% (2001)	18.3% (2001)	17.2% (2001)

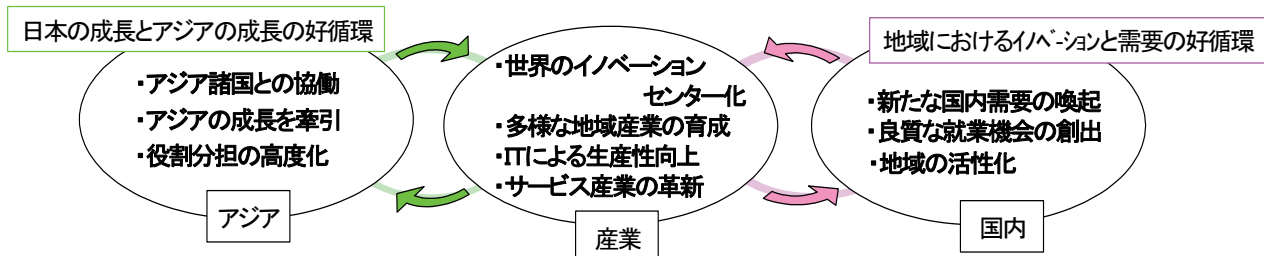
資料：一般人口統計—人口統計資料集(2005年度版)より作成

年齢3区分別人口の推移(1950～2050年)



(備考) 2000年以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を使用。
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」より作成。

イノベーションを核とする2つの好循環



2. 国際競争力の強化（国際産業戦略）

(1) 日本とアジアの成長の好循環

アジア等近隣諸国の発展に貢献し、共に成長するための環境作りを推進する。

成長著しいアジア諸国は、生産拠点、投資対象、消費市場などの面で、我が国経済の成長にとって不可欠な協働相手となっている。

我が国からのアジアへの直接投資等によりアジア規模での効率的な生産ネットワークが形成され、空洞化懸念や実際の影響もあったものの、経済全体で見れば輸出増加や投資収益として我が国に還元される好循環が形成された。

製造業では、例えば、日本では新製品を開発し、それを製造するマザー工場を有し、高付加価値製品については日本で量産する一方で、汎用的な製品の量産は海外（特にアジア）の製造拠点で行い、基幹部品は日本から供給するという協働的な国際機能分業が見られる。

他方、こうした貿易構造も固定的なものではなく、我が国と、産業構造を急速に高度化させているアジア諸国との間で、ダイナミックな競合と協調の関係が形成されている。

こうした中、我が国がアジアの活力も得ながら共に成長していくためには、実態として進行しつつあるアジアと日本の一体化を前提に、ヒト、モノ、カネが一層自由に流れるような各国の事業環境を整備していくことが課題。

〔主要施策〕

(ア) アジア諸国との経済連携協定の早期締結

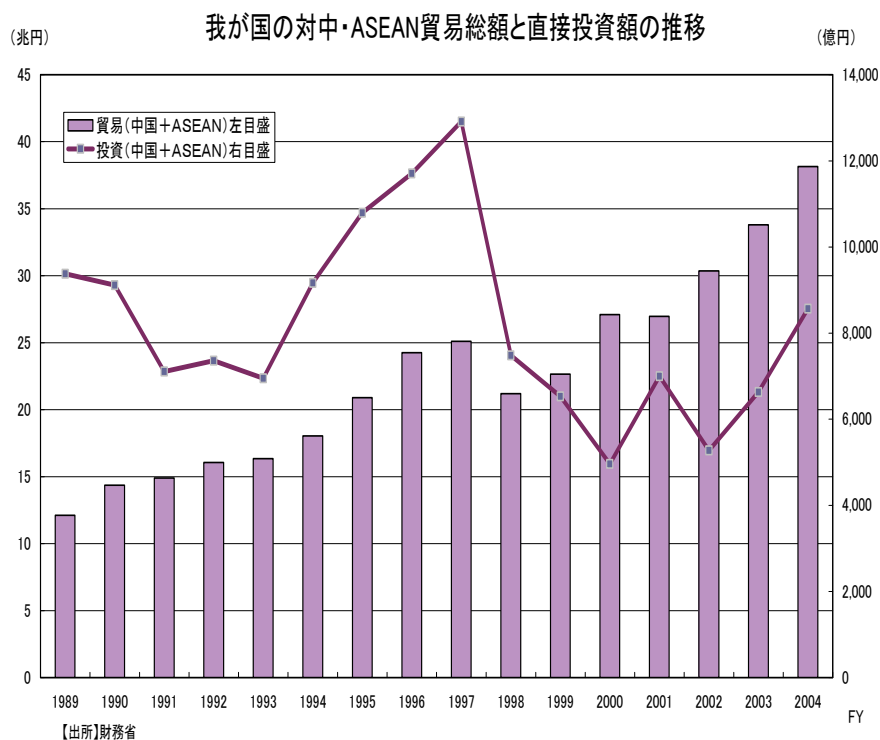
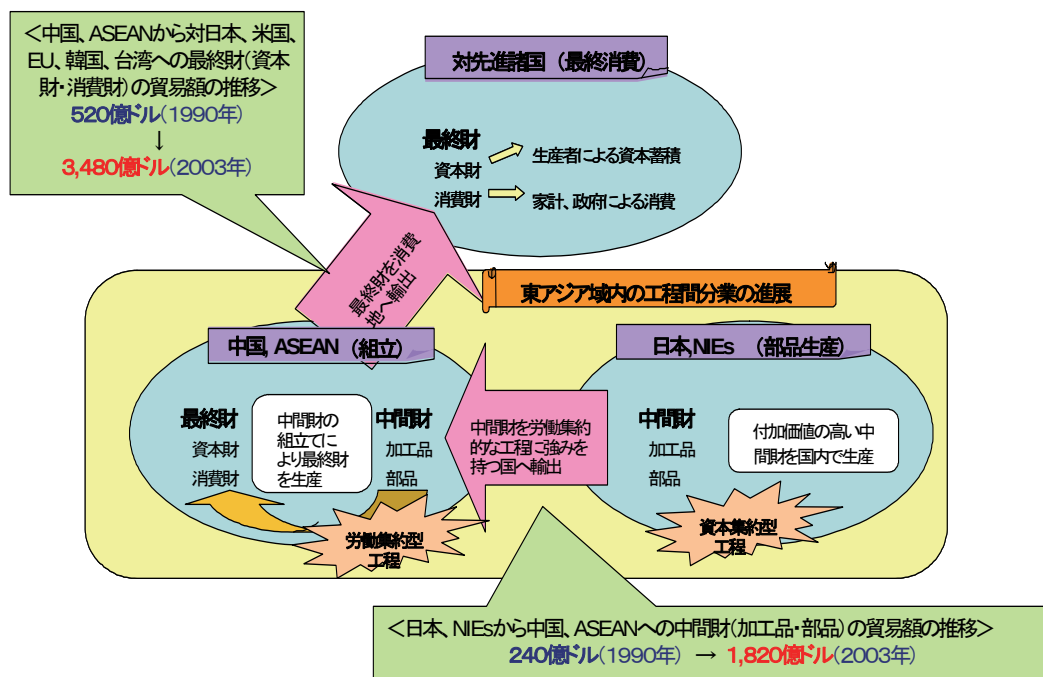
更なる市場開放、投資ルール及び経済協力を含む質の高い経済連携協定を、東アジア全体で迅速に締結する。

(イ) アジアとの協働関係・最適な国際機能分業の構築のための各種制度改革

我が国産業の国際競争力の強化や国際的な企業誘致、アジアを始めとする海外での利益の適切な国内還流を図るため、法人実効税率、特に、地方の法人所得課税を見直す。また、企業結合審査や国際課税制度等について、アジアとの協働を促進する方向で見直す。

(ウ) アジアにおける資金調達の円滑化

売掛債権を証券化した「アジアの資産担保証券市場」を育成し、アジア展開する我が国企業に資金を供給する。日本型預託証券（JDR）を創設し、アジア企業の株式を事実上我が国資本市場に上場できるようにすることでアジア企業の資金調達を円滑化する。



(2) 世界のイノベーションセンター

「世界のイノベーションセンター」として、国際競争力のある産業を育成。

我が国には、品質などについて要求水準の高い消費者や産業部門のユーザーが存在すると同時に、高度な部品材料やモノ作り技術でこれに対応できる企業や幅広い業種の産業が、比較的狭い国土に高密度に集積している。これらの企業の切磋琢磨と川上・川下企業間の信頼関係に基づく共同開発などで次々と新製品を生み出してきたのが我が国の強みである。

欧米諸国との国際競争や、アジア諸国の追い上げの中で、我が国はこうした強みを活かし、付加価値が高く成長性の高い企業や新産業が次々に生まれる環境を整備することが重要である。

世界をイノベーションでリードするためには、市場化に向けた取組や横断的環境整備に加え、科学の原理への遡りや自然科学・基礎研究から研究開発への迅速な展開が不可欠であるが、幾つかの「壁」が存在する。産業界、学界、公的機関、政府が連携し、研究から市場へ、市場から研究へと、双方向で鋭い軸が通るようなシステム改革が必要である（イノベーションの加速化～「イノベーション・スーパーハイウェイ」構想（戦略研究分野への集中・加速・双方向連携））。

〔主要施策〕

(ア) 世界をリードする新産業の創出

「新産業創造戦略」で位置づけられた燃料電池、ロボット、情報家電等の重点分野の育成（2010年市場規模約300兆円が目標）を継続するとともに、新世代自動車向け電池、がん対策等に資する先進医療機器・技術、次世代環境航空機など次世代産業の研究開発や、医薬分野での官民一体の対話の場など事業化に向けた環境の整備を実施。

<新世代自動車のための電池>

(リチウムイオン電池)



(試作品)

<次世代環境航空機>



(開発イメージ)

(イ) 高度な部品・素材産業やモノ作り基盤産業の強化

高品質・高性能な部品や高精度な加工技術を提供する高度な部品・素材産業は、我が国経済発展の基盤となる産業群であり、それらを強化。

モノ作り中小企業の技術力などを強化し、また、汎用品分野を中心に中小企業が国際展開するための環境整備を行い、アジア全体のモノ作り産業の基盤を高度化。

(ウ) 対日直接投資の一層の促進に向けた取組の強化

海外からの技術・ノウハウ等の一層の受入れを進めるべく、「対日直接投資残高を2010年までにGDP比倍増となる5%程度とすることを目指す」との目標の着実な達成を目指す。また、我が国のイノベーション能力の強化や、地域経済の活性化等につなげるための施策を展開する。

このため、投資先としての魅力向上と一体となった誘致活動の展開、「対日投資特区（仮称）」の創設等意欲ある地域への支援、法人税制の見直し等投資環境の一層の整備、内外への情報発信・PR強化などを推進。

(エ) 内需依存型産業の国際展開支援

地域資源のブランド化や新たな日本ブランドの推進、国際マーケティング強化等により、農業・食品、日用品、ファッション、鉄道システムや観光事業の国際展開を支援。

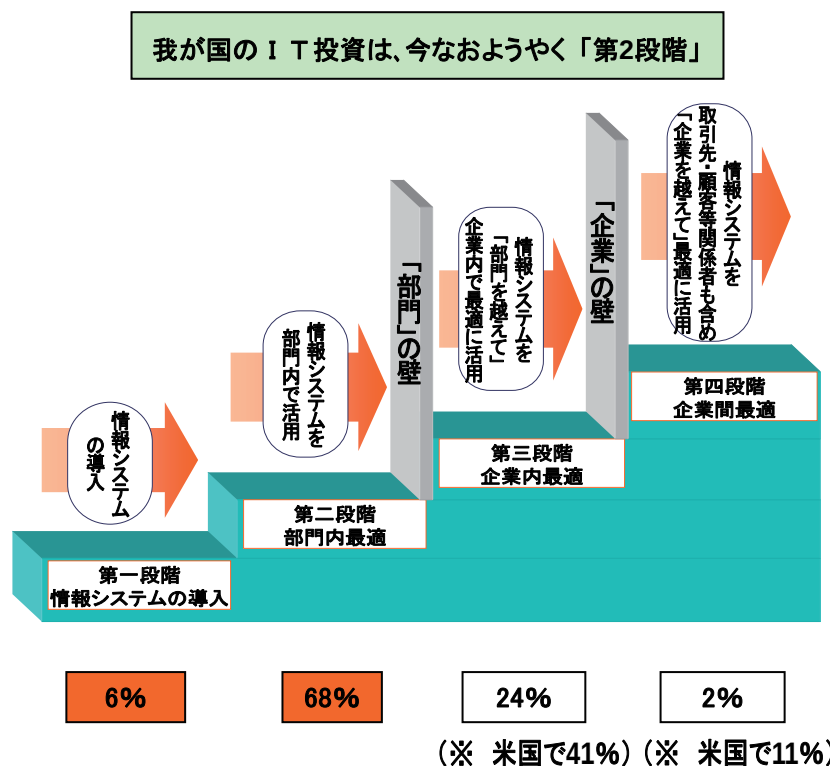
(3) ITによる生産性の向上

世界トップクラスのIT経営の実現による生産性の向上を目指し、「IT生産性向上運動」を立ち上げる。

我が国におけるIT活用の質は、70%以上が「部門の壁」を超えられない「部分最適」。IT活用の可視化や擦り合わせも不十分な状況。その結果、IT投資の生産性上昇への寄与は米国と比較して低い状況である。

今後、ITの有するポテンシャルを最大限に発揮させていくためには、経営ビジョンの明確化、事業・組織改革等を伴う「IT経営」の実現による「全体最適化」を促進し、製造業・サービス産業、公的機関も含めた我が国全体の生産性向上を図る。

また、「放送と通信」による流通の多様化等による市場拡大にも期待。



出所：経済産業省「IT投資促進税制に関するアンケート調査」(平成17年8月)

〔主要施策〕

(ア) 「IT生産性向上運動」

ITによる生産性の向上を加速化し、IT投資の質・量両面の向上を図るため、産学官による「IT生産性向上運動」を立ち上げ。

(イ) 世界トップクラスのIT経営の実現

IT投資を促進する「産業競争力のための情報基盤強化税制」(創設)、「中小企業投資促進税制」(拡充・延長)の活用に加え、「ITの戦略的導入のための行動指針」や「IT経営力指標」の策定などにより、中小企業を含めた我が国企業全体のIT活用水準の向上を促進。

(ウ) ITによる生産性の向上を支える産業・基盤の確保

情報家電等の基幹産業の強化やIT人材の充実・強化を図るとともに、IT産業競争力強化のための競争性・透明性の高い市場の構築など適切な市場環境を整備。

3. 地域経済の活性化（地域活性化戦略）

(1) 地域活性化のための政策

地域経済の活性化を図り、地域が自立的に発展する基盤を整備する。

地域間格差が過度なものとならないよう、地域の特性を活かした新しい発想で地域経済の活性化に取り組む。このため、（ア）複数市町村圏単位での地域活性化の推進、（イ）新たな政策目標指標としての「就業達成度」の設定、（ウ）地方自治体が自立的・安定的地域経営に取り組むための基盤整備等が必要。

（ア）「産業クラスター計画」第Ⅱ期の推進

- ・ 第Ⅰ期の評価を踏まえて従来の19プロジェクトを17に再編・統合するとともに、5年間で4万件の新事業創出等の数値目標等を設定。これにより、新産業創造戦略等の重点分野を中心に、産学官連携を一層推進し、国際競争力のある産業集積を形成・拡大。

（イ）地方活性化総合プランの実行

- ・ 中小企業支援策とあいまって、あわせて5年間で1000の新たな取組の創出とそのためのワンストップの総合的支援を実施。
- ・ 地域資源を活用した生活関連製造業などの技術開発等による活性化、産業等の観光化、コミュニティ・ビジネスの振興等を推進。

（ウ）公的サービスのコスト低減・質的向上

- ・ 地域自立型公的サービス事業の推進と専門的リタイアメント層の活用。
- ・ NPOやLLP等を活用した就業の促進。

（エ）地方自治体が自立的・安定的に地域経営に取り組むための基盤整備

- ・ 経営努力による増収や、行革による歳出削減が報われるような地方交付税制度への見直し。
- ・ 偏在性、不安定性のある地方の法人所得課税を抜本的に見直し、自立的・安定的な地域経営につながる地方税收構造を構築。
- ・ 地域レベルでの規制緩和の推進。

<地域の資源を活かした事業>

食品A社(北海道札幌市) の生チョコレート

- 販売体制は、直営店、小売店への直販による道内限定販売。
- 全国への通信販売が売り上げ全体の3割以上。現在、全国に約30万人顧客。

食品B社(北海道砂川市) のタ張メロンピュアゼリー

- 近隣のタ張市で生産されるタ張メロンの果肉をふんだんに使用。
- 世界的な食品コンクール「モンドセレクション」での金賞受賞歴あり。

装飾品A社(徳島県上勝町) のつまものビジネス

- 人口2,000人余り、高齢化率4割を超える徳島県上勝町では、自然の中にある紅葉、梅の花などを料理の「つまもの」として商品化。
- 現在では、179名が参加し、年間売り上げ2億5千万円の町の一大事業。

(2) 地域中小企業の活性化

地域経済と雇用を支える中小企業の活性化を図る。

中小企業は、地方において広い裾野を形成し、地域の経済と雇用の大半を支えている。したがって、地域経済の活性化には、こうした多数の中小企業の知恵とやる気を活かし、中小企業が活力をもって事業展開していくことが極めて重要。さらに、地域の中小企業にとっては、少子高齢化問題は特に深刻な課題であり、積極的な対策が必要である。

〔主要施策〕

(ア) 「地域資源活用企業化プログラム」の推進

- ・ 大都市に比べ景気回復に遅れの見られる地域経済の活性化のため、地域の中小企業による地域資源（地域の農林水産品、産地の技術、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・販売を総合的に支援する。

(イ) 中小小売商業振興を通じたまちづくりプロジェクトの推進

- ・ コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するため、中小小売商業に重点的支援を講じ、中心市街地活性化協議会を充実させる。また、商業機能の多様な展開による就業機会創出や少子化対策を促進する。

(ウ) 地域活性化のためのモノ作り中小企業の振興

- ・ 日本全国に存在する、我が国産業の国際競争力の基盤となる技術を有するモノ作り中小企業に対し、研究開発、人材育成・確保等の点から支援する。

(エ) 小規模・零細企業の振興

- ・ 地域に密着する小規模・零細企業が事業展開を行うための地域的な取り組みの支援や、経済環境の変化に対応するための経営力強化の支援等を行う。

(オ) 中小企業の再生・再起業の推進

- ・ 中小企業の再生・再起業を支援するため、資金調達のための環境を整備するとともに、事業継続の見通しがつかない場合の相談窓口の設置を図る。

(カ) 地域活性化のための新たな金融手法の活用

- ・ 地域経済の活性化の主体の1つであるコミュニティ事業者が円滑に資金調達できるよう、適切な措置を講じる。

(キ) 女性や高齢者を活かした地域中小企業の事業展開支援

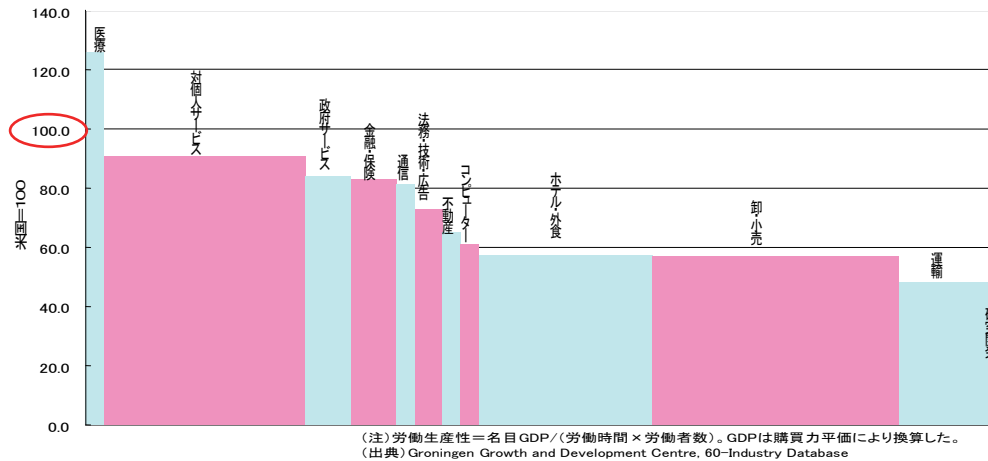
- ・ 少子高齢化により労働力不足が深刻な地域の中小企業が、その柔軟性を利用して、女性や高齢者を活かして展開する事業活動を支援する。

(3) サービス産業の革新

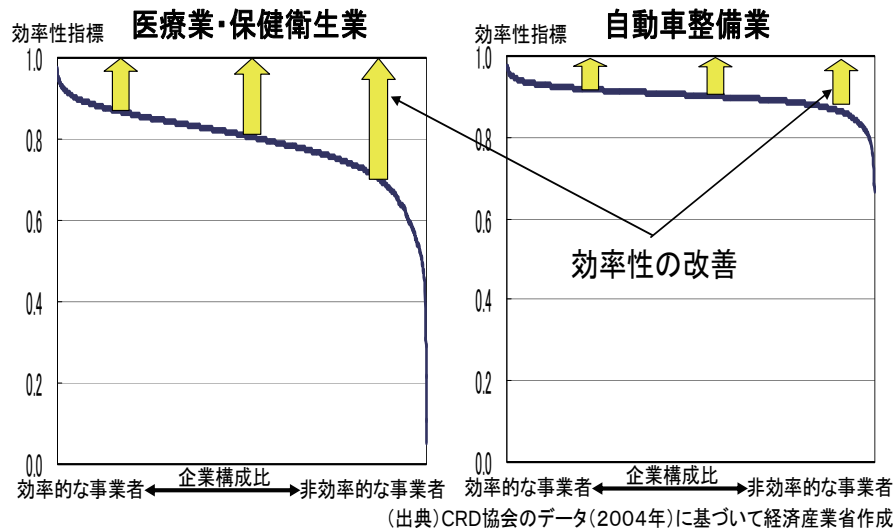
製造業とともに我が国を支える“双発エンジン”として、サービス産業の革新を加速する。

サービス産業は、我が国の生産、雇用の7割弱を占める。一方、その生産性は、多くの分野で欧米を下回っている。今後とも我が国経済が成長し、地域の活力を維持していくためには、「サービス産業生産性向上運動」などサービス分野の革新を大胆に進めることが不可欠である。

図：サービス産業の日米生産性比較（2002年、マンアワーベース）



図：ベストプラクティスからの乖離



〔主要施策〕

(ア) 横断的な対応

生産と消費の同時性や無形性といった、製品とは異なるサービスの特性を踏まえた政策体系を構築し、サービスの質と生産性向上を両立させる。

(A) 新分野開拓や国際展開などにより、新しい需要を創出・拡大。

(B) 人材育成、IT活用、品質の確保・向上など生産性向上に係る施策の強化。「サービス産業生産性向上運動」の展開。

(C) 生産性向上運動等の母体となる産学官コンソーシアム、サービス研究センター（仮称）、サービス統計といった政策インフラの抜本的充実。

(イ) 分野別対応

今後の発展が期待されるサービス分野（生活充実型サービス、事業充実型サービス）に焦点を当て、分野別の対応を行う。なお、コンテンツについては、放送と通信による流通の多様化により、市場拡大の可能性が高まっている。

（健康・福祉：事業者等認証の仕組み、地域連携型サービス、がん対策等）

（観光・集客：新しい観光資源の商品化、人材育成、成功失敗要因分析等）

- (コンテンツ：国際共同製作等国際展開の推進、多言語ポータルサイトの構築等)
- (育児支援：地域連携体制の構築、子育てＯＢの参画等)
- (ビジネス支援：派遣・請負業でのキャリアアップ教育の充実、「新日本様式」支援等)
- (流通・物流：企業間商取引の情報化・標準化、ＩＣタグの実用化等)

4. 横断的施策

(1) ヒト：人財力のイノベーション

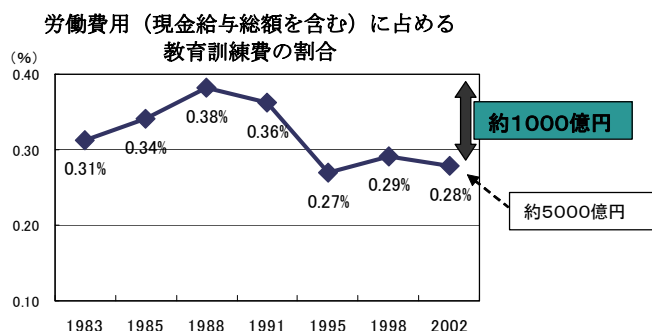
「将来を担う人財のための投資」を思い切って進めるとともに、産業界、学校、地域・家庭の力を結集し、「人財立国」を目指す。

企業の人材投資の抑制、実社会のニーズに十分対応できていない大学・学校教育、地域・家庭の教育力の低下など、我が国の人材育成機能に限界が発生している。

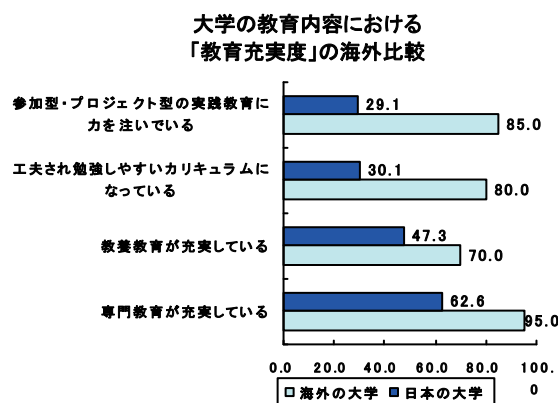
このため、個人が、持てる能力を最大限発揮できるように、従来の単線的な教育ルートや企業内キャリアパスを改め、多様な学び方・働き方を柔軟に支える社会の仕組みを構築する。

また、実社会で求められる能力を養う実践的な教育の充実・支援に向け、企業、学校、地域・家庭の力を結集する。

グローバルな人材獲得競争が進む中、世界から優秀な留学生・研究者が集まる魅力的な環境を創出するとともに、グローバルな視点を持った人材を育てることが重要。



※本社の常用労働者が30人以上の民営企業のうちから、産業、規模別に層化して抽出した約5,300企業の調査結果。
出所：厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」2000年
(1983年は同省「労働者福祉施設制度等調査」、2002年は同省「就労条件総合調査」)



(出所：「社会人基礎力に関する研究会」報告書
(21世紀大学経営者協会「卒業生からみた『教育力』(2005年)」から経済産業省作成)

〔主要施策〕

(ア) 教育・人材育成システムの柔軟化

(A) 人材育成パスの複線化

高専から四年制大学専門課程への編入、大学院への進学、工業・商業高校から大学等、更に高度な専門教育へと進学することが容易となるよう環境整備を図る等、複線的な人材育成パスの形成を促進。

(B) 人材重視型マネジメントの推進

意欲と能力を持った女性や高齢者が、社会で活躍できる環境を創り出すなど、個々人の能力を最大限発揮させる、人材重視型の企業内人材マネジメントを推進。

(C) 社会人基礎力養成に向けた実践型教育の推進

社会人基礎力を養成・強化する仕組みを形成するため、PBL(Project Based Learning)等の教育手法を効果分析し、大学等における実践教育の充実を支援する。

(イ) 教育の産官学連携

(A) 工業高校等における実践的教育の充実にに向けた産学連携の推進

地域の工業高校や工業高専等の教育において、産業界との連携により、企業技術者講師や現場実習等を通じた実践的な教育を充実。

(B) 企業の技術者やポスドクを活用した「博士実験教室」の創設

理科の原理や楽しさを体感できる授業づくりのため、企業の技術者や研究者、ポスドクなどが「モノ作り博士」として小中学校における派遣授業や授業のサポートを行う取組を推進。

(ウ) グローバルな若者交流の拡大

アジアの優秀な人材の我が国での留学・研究を拡大させるとともに、我が国の若者のアジアへの派遣を促進し、若者レベルの交流を進める（「アジア人財資金（仮称）」構想）。また、留学生等が卒業後我が国企業等で活躍できる機会の拡大を図る。

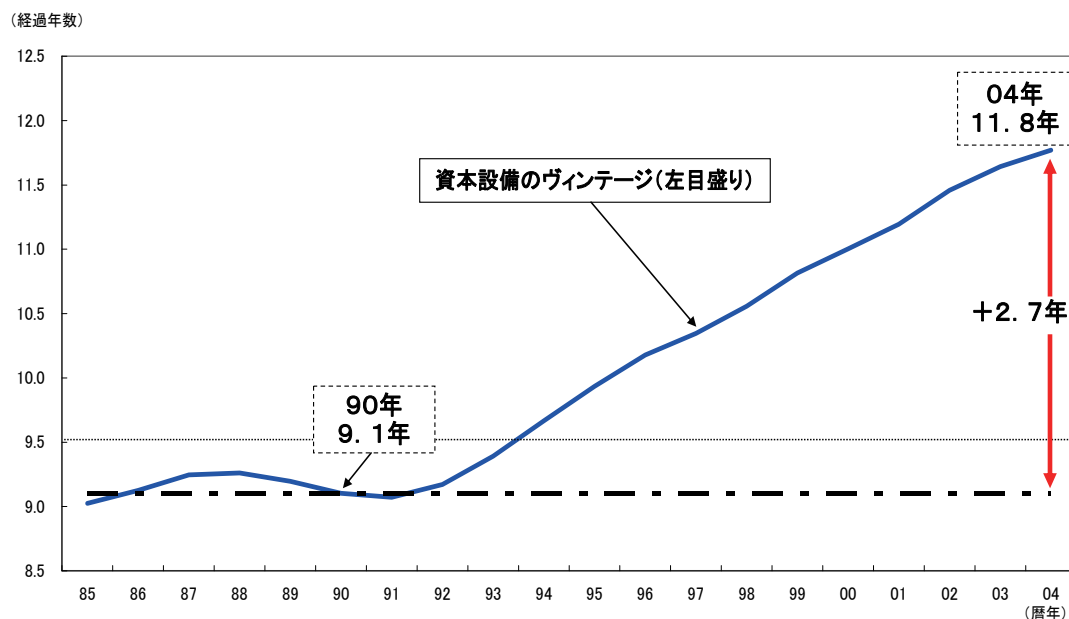
(2) モノ：生産手段とインフラのイノベーション

減価償却制度を抜本的に見直し、生産設備の新陳代謝を促進する。アジアとの「距離」を縮め、競争力を高める物流インフラを戦略的に整備する。

生産設備の老朽化が進む中、資本生産性を上げるため、技術革新を反映した新規設備への更新を後押し、生産設備の新陳代謝を進めることが重要。我が国の減価償却制度は、償却可能限度額や耐用年数などで諸外国制度との乖離が大きく、また、制度が詳細に過ぎ、技術革新等の変化への対応が困難。

また、企業がアジア分業体制の構築を進める中、「モノ」は時間・距離の制約を逃れられない。特にアジアにおけるサプライチェーンを効率化し、企業の競争力を高めるため、質を重視した物流インフラの整備・機能向上が急務。

全産業の設備ヴィンテージ(実質ベース)



注：1. 1979年までは68SNAベースであり、1980年からは93SNAベースの統計を使用。

2. 日本の設備の平均年齢＝〔(前期の平均年齢＋1) × (前期末の資本ストック－今期の除却額) ＋ 今期の設備投資額 × 0.5〕 ÷ 今期の資本ストック

【出所】民間企業資本ストック統計（内閣府）、国富統計（経済企画庁）

表：減価償却制度の諸外国比較

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
償却可能限度額 ()内は残存簿価	95% (5%)	100% (0)	100% (なし)	100% (備忘価額 1ユーロ)	100% (0)	100% (備忘価額 1ウォン)
残存割合	10%	0	なし	0	0	5%
法定耐用年数※						標準期間 (自主的な申告により 25%の加減が可能)
例1)自動車製造用プレス機械	10年	7年 <6.4年>	8年	7年 <6.2年>	7年 <5.6年>	10(8-12)年 <7.7年>
例2)液晶パネル製造設備	10年	5年 <4.6年>	8年	-	7年 <5.6年>	5(4-6)年 <4年>
例3)鍛造圧延機	12年	7年 <6.4年>	8年	6年 <5.5年>	-	10(8-12)年 <7.7年>
耐用年数表の 区分数	設備の種類毎 に388区分	耐用年数毎に 3区分 (3年,5年,7年)	償却率で規定	設備の種類毎 に規定	商慣行等を踏まえ、 税務当局がリストを 公表	耐用年数毎 に4区分 (5年,8年,10年,12年)

※日本、英の耐用年数は残存価額10%の時点。米、仏、独の耐用年数は残存価額ゼロの時点。韓国の耐用年数は残存価額5%の時点。

また、米、仏、独、韓国の<>内の数値は、残存価額が10%に到達する年数であり、日本の法定耐用年数との比較可能性を考慮したもの。

なお、仏の耐用年数は、商慣行等を踏まえ、税務当局が例示として公表しているリストを参照しつつ、個別具体的に決定される。

※2005年8月調査（146設備区分）から推計したところ、平均使用年数は、平均法定耐用年数の約1.6倍。

ただし、当該調査における平均使用年数は、資本的支出による使用期間の延長を反映していることに留意する必要がある。

〔主要施策〕

（ア） 減価償却制度の抜本的見直し

減価償却制度について、企業実態を踏まえつつ、企業の国際競争力、制度の国際的整合性の観点から抜本的に見直し。

- （A）償却可能限度額を撤廃し、取得価格の全額を償却可能とする。
- （B）法定耐用年数を見直し、償却に要する年数を諸外国に劣らないよう短縮する。
- （C）設備区分の大括り化など、制度を柔軟かつ簡素なものとする。

（参考）2007 年度与党税制改正大綱検討事項

「減価償却制度は費用と収益を対応させる観点から設けられているものであるが、最近の償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、税制の抜本的改革と合わせ、総合的に見直しを検討する。」

（イ） 産業・物流インフラの戦略的整備

アジアとの「距離」を短縮するためのゲートウェイとなる港湾機能、高度部材等の輸送のための空港機能、これら国際物流拠点や地域産業集積と連携した道路・鉄道アクセスを向上させ、国内外物流ネットワークを戦略的・重点的に整備。さらに、我が国企業の国際物流に係る競争力強化のため、官民連携を一層強化(国際物流競争力パートナーシップ)。

（3） カネ：金融のイノベーション

金融のフロンティアを拡大し、経済成長を支えるリスクマネーの供給を活性化する。

天然資源の乏しい我が国にとって、約 1,500 兆円の家計金融資産は成長のための重要かつ貴重な資源。リスクの高い分野、企業以外の主体、アジア諸国などへの新しい資金の流れを作っていくことが重要。

家計の多様化する金融ニーズに応えるためミドルリスク・ミドルリターンの資産選択機会を拡大することが課題。また、ベンチャー企業などリスクに挑戦する主体や潜在力を持った中小企業への資金供給を活性化することが重要。

地域金融においては、金融の「目利き能力」の向上や、従来金融の対象とならなかった医療、農業等への金融面からの規律付けが必要。

日本の資金がアジアの成長に貢献し、またアジアの資金が我が国に流入する資金循環を拡大するため、アジア全体での金融資本市場の整備が重要。

〔主要施策〕

（ア） 地域金融の目利き能力向上、地域密着産業群への資金供給活性化等

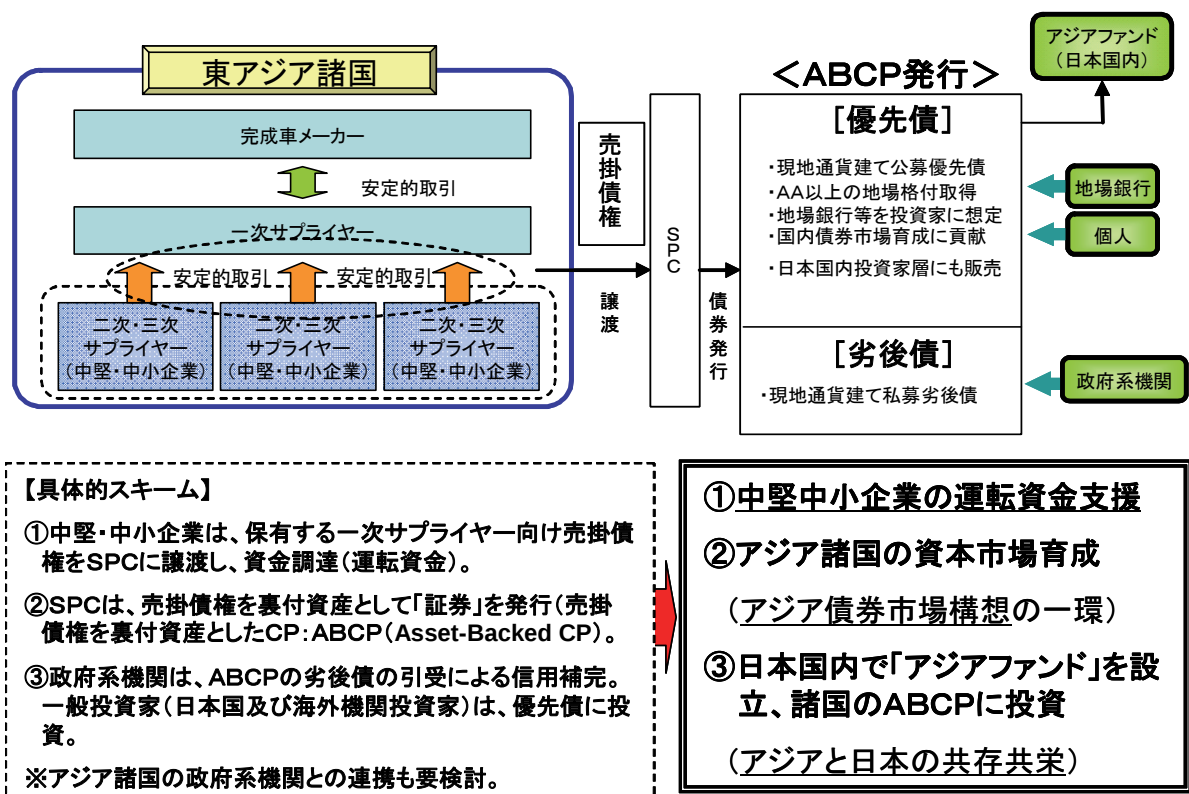
金融機関における人材育成や商慣行の改善、電子債権法（仮称）の制定やリスク補完等により、動産・債権担保融資を促進するとともに、地域の中堅・中小企業の資金調達を円滑化。再挑戦を資金面からも支援。

医療介護、農業、教育など地域密着型産業に対する融資を活性化させるため、各分野において資金供給を妨げている要因の解消に取り組む。

教育体制の整備など、高度金融人材の育成も強化。

（イ） 東アジア資産担保証券市場の拡大

アジア域内に広がる我が国産業のサプライチェーンから生じる売掛債権の証券化を促進し、アジアの資産担保証券市場を育成する。また、「アジアファンド」を創設し、アジア諸国への投資を拡大する。



(ウ) 日本型預託証券 (JDR) の導入

日本型預託証券 (JDR) を導入し、アジア企業の株式を事実上我が国資本市場に上場できるようにすることにより、アジア企業の資金調達を円滑化。

(4) ワザ：技術のイノベーション

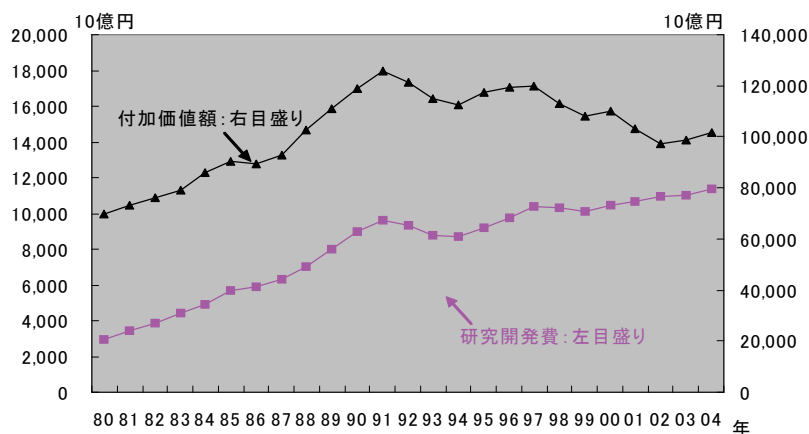
業種・技術分野の実態を踏まえつつ、融合・協働によりイノベーションを促進するとともに、その成果を効果的に成長へと繋げる。

コスト競争力だけでは新興国に対抗することが困難な我が国にとって、高い付加価値を創出する高い技術力が極めて重要。

しかし、我が国は世界最大規模の研究開発投資を維持しているにもかかわらず、コストダウンへの対応不足などもあり、研究開発の成果が企業利益や国富の拡大に必ずしも効果的に結びついていない。また、現在の高度かつ複雑な課題の解決には、単一組織 (自前主義) だけでは対応できず、異分野にまたがる複合的・融合的な取組を進める必要性が生じている。

さらに、特許審査順番待ち期間の長期化や模倣品被害の深刻化といった知的財産を巡る課題や我が国の優れた技術を世界の市場で普及させるための国際標準化等への対応の遅れが、イノベーションの成果を効果的に我が国経済の活性化に結びつけていく上で課題であり、官民一体となった早急な対応が必要。

図：我が国製造業の研究開発投資と付加価値額の推移



注) 付加価値額=生産額-(原材料使用額、減価償却額等)

出典：総務省統計局「科学技術研究調査報告」、経済産業省「工業統計表」

〔主要施策〕

(ア) 異分野融合・協働の促進

産学官協働による科学の原理まで遡った革新的な研究開発や産学連携による人材育成拠点の整備等を通じ、民間企業・大学・公的研究機関等の異分野の研究者、経営者、技術者の融合や協働を促進。また、新たに、5年間で4万の新事業創出を目指し、クラスター政策を推進。

(イ) 研究開発の成果が成長に結びつく仕組みの構築

民間企業による効果的な技術戦略(知的資産経営)や府省間縦連携による技術シーズの発掘から成果の普及までを見据えた研究開発プロジェクトの推進などを通じ、研究開発と成長とのリンケージを強化する。また、企業のイノベーションの能力の向上に向け、研究開発促進税制を活用する。

(ウ) 革新的ベンチャーの育成

我が国の経済を牽引するような革新的ベンチャー企業を育成する。

(エ) 知的財産・基準認証政策

知的財産政策(特許審査迅速化、模倣品・海賊版対策等)や基準認証政策(国際標準化、計量標準の整備等)を着実に実施。

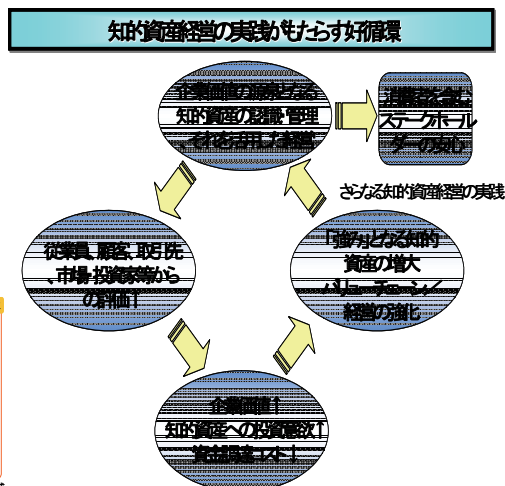
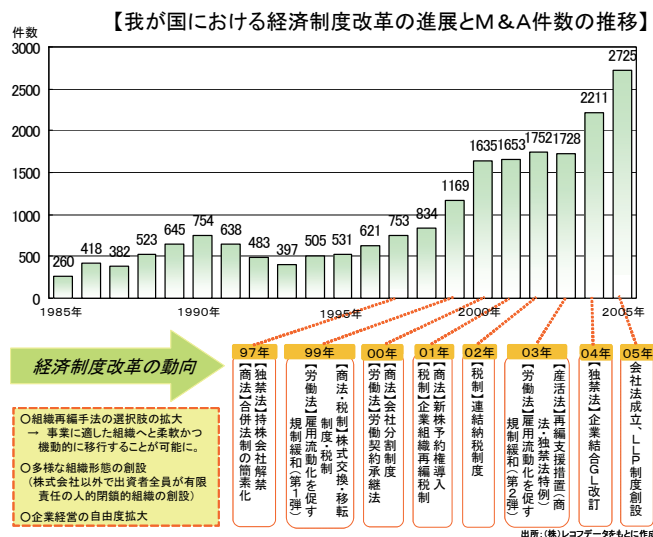
(5) チェ：経営力のイノベーション

ヒト、モノ、カネ、ワザといった知的資産を最大限に活かすための「チェ」(経営力)の強化

企業が持続的に成長していくためには、人材や技術力といった資源を有効に活用しながら、差別化された強みを創出し競争優位を確保することが重要であるが、多額の研究開発投資を行いながら利益率が低いなど、我が国企業の経営面での課題が指摘されている。

一方、97年の持株会社解禁以降10年にわたる制度の改革、そして会社法の現代化により、経営イノベーションの基盤となるインフラは国際的に見ても遜色ないものになる。

今後は、国際市場を睨んだ事業展開の必要性やかつての株式持ち合い構造の変化といった我が国企業を巡る環境変化に対応した制度運用の見直しや既存インフラの有効活用の促進を図っていくことが求められる。



〔主要施策〕

産業界や企業が、自らの創意工夫により、既に整備された多様な制度インフラを効果的に使いこなせるよう、運用面も含め環境を整備する。

（ア） 我が国の強みを活かした経営の推進

出資者全員が有限責任でありながら組織設計が柔軟なLLP、LLCの効果的活用を促すとともに、各企業に知的資産経営に関する評価軸を提示し、自らの強みを最大限活かした経営を促進。

（イ） 産業再編・事業再編に向けた制度の活用促進

国内市場だけでなく国際競争の実態を踏まえた組織再編に関する独禁法上の審査基準の明確化や敵対的買収・買収防衛策に関する公正なルールの整備、新たな信託制度の有効活用による新陳代謝の促進等。

5. 日本経済の展望（試算結果）

2015年までの我が国の経済成長の将来像について、試算を行った。本試算では、「新経済成長戦略」を中心に最大限の政策努力を行うこととしており、それら政策の効果を可能な限り具体的に折り込んだものである。

なお、経済環境の変化もありうることから、試算はある程度幅を持って考えられるべきものである。

＜標準ケース＞	年平均成長率	同・1人当たり
実質GNI	2.4%程度	2.5%程度
実質GDP	2.2%程度	2.3%程度
(参考) 名目GNI	3.8%程度	
(参考) 名目GDP	3.6%程度	

(注1) いずれも2015年度までの平均年率。

(注2) 1人当たり実質GNIは、海外経済の見方等によって異なる可能性がある。

(注3) 財政健全化に向けて歳出削減のみで対応するケースでは、名目成長率が0.5%程度低くなるが、実質成長率に変化はない。

(参考) 内閣府の「改革と展望(05年度)」では、実質GDP成長率が約1.9%、名目GDP成長率が約2.6%と試算している(2011年度までの平均)。

＜試算の前提＞

物価上昇率(GDPデフレーター)	2010年度にかけて年率1.5まで上昇し、以降は一定で推移
長期金利	長期的には名目成長率と同じ値を基本としている
歳出・歳入	① 2011年度にプライマリーバランスを黒字化 ② (A)歳出・歳入両面の対応を実施したケース、(B)歳出削減のみで対応したケースの両方について試算

(参考1) 「新経済成長戦略」の主要政策の経済成長への寄与度(概算)

施策分野	・サービス	0.4% 程度
	・IT	0.4% 程度
	・技術	0.2% 程度
	・人財	0.4% 程度
	・国際産業戦略(GNIベース)	0.3% 程度
	・安定的な金融・財政政策	0.2% 程度

(注1) マクロの実質成長率は、趨勢的な生産性上昇、構造的な成長率低下要因等をベースにした上で政策効果を積み上げている。上記の数字は「追加的な政策効果」のみを表記しているが、「IT」や「技術」は趨勢的な生産性上昇に相当程度の寄与があると考えられる。

(注2) いずれも2015年度までの平均年率。

(注3) 施策相互間の重複や相乗効果があるため単純に加算することはできない。

(注4) 経済成長率への効果は間接的な効果が加わるため、上記の数字よりも大きくなる。

(参考2) インパクト分析

	実質GNI成長率	実質GDP成長率
標準ケース（再掲）	2.4% 程度	2.2% 程度
「新経済成長戦略」の施策が講じられない場合	1.1% 程度	0.8% 程度
物価上昇率が「標準ケース」より1%高い場合	2.4% 程度	2.2% 程度
金利が「標準ケース」より1%高い場合	2.3% 程度	2.1% 程度
金利が「標準ケース」より1%低い場合	2.5% 程度	2.3% 程度